

## 愛知学院大学〇〇〇〇部 会則

### ■ (名称)

第1条 ■本会は、「〇〇〇〇」と称する。

■ : 空白

↓ : 改行

↓

### ■ (目的)

第2条 ■本会は、有意義な学生生活を送るために、さまざまな活動を行い、活動を通じて会員同士の交流を深めることを目的とする。

2 ■活動を通じて、地域社会へ積極的に貢献し、地域とのコミュニティーを形成する。

↓

### ■ (運営組織)

第3条 ■本会には、役員として、部長・副部長・書記・会計を置く。

↓

### ■ (学生責任者)

第4条 ■クラブの責任者は部長とし、会の運営においての責任を負う。

↓

### ■ (会員)

第5条 ■本会の会員は、以下のことを厳守しなければならない。

(1) ■本会の会員は本学学生であること。

(2) ■本会の目的に賛同し、本会則を厳守できる者。

↓

### ■ (会費)

第6条 ■本会の活動費（会費）は、以下の運用とする。

(1) ■年会費を徴収する。金額については部会にて決定する。

(2) ■会費の収支については、年度末の部会にて報告を行なう。

(3) ■会費の取扱いは会計が責任を持って行なう。

↓

### ■ (活動)

第7条 ■週に3回授業終了後、日進キャンパス第4グラウンドにて行なう。

↓

### ■ (総会・部会)

第8条 ■毎月1回部会を実施し、会の活動について話し合いを行なう。また、年に1回総会を開催し、役員決定や年間の活動を計画する。

↓

### ■ (改廃)

第9条 ■本会則の改廃は、会員の過半数の賛同を得た上で、顧問部長の承認を得て行なうものとする。

↓

### ■■■附■則

■この会則は平成〇〇年〇月〇日から施行する。